

3. 申し送り事項

※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。

※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

※欄内に記載できない場合は、別紙に記載してください。

※多子世帯(就学者及び就学前の子が3人以上いる世帯)、ひとり親世帯の方は必ず記載してください。

※「原則として自宅外で生活していること」について、自宅生で家族から学費等の支援を受けておらず経済的に自立している場合はその状況を詳細に記載してください。

※「家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」について、「コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等」の提出が難しい場合は、家庭の収入状況から追加的支援が期待できないことを記載してください。

※その他、「申請の手引き」6ページの必要書類は、任意提出となっている書類についても、速やかな審査を行う上で必要ですので、原則全てご提出ください。やむを得ない理由により提出できない場合に限り、「申し送り事項」に提出できない理由を記入してください。提出できない理由の記載がない場合は、提出書類の不備となり推薦することができません。

4. 添付書類

※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

※添付書類は、可能な限り提出をしてください。やむを得ない理由により提出できない場合に限り、「申し送り事項」に提出できない理由を詳細に記入してください。

チェック	書類名
○	アパート等の賃貸契約書の写し(自宅外生のみ)
○	預貯金通帳の写し
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等(提出可能な場合)
○	アルバイト先からの給与明細(減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること)
○	奨学生証など認定書の写し
	その他()

ご記入いただいた情報は、日本学生支援機構の学生等の学びの継続のための緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。